

議案第67号

督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のよう
に定める。

令和6年12月2日

西脇市長 片山 象三

(理由)

市民負担の公平性を確保し、督促状に係る費用と負担の均衡を図る
ため。

督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(西脇市税条例の一部改正)

第1条 西脇市税条例（平成17年西脇市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(督促手数料) 第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、<u>100円</u>の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合には、これを徴収しない。</p>	<p>(督促手数料) 第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、<u>70円</u>の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合には、これを徴収しない。</p>

(西脇市税外収入徴収条例の一部改正)

第2条 西脇市税外収入徴収条例（平成17年西脇市条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(督促及び督促手数料) 第2条 (略) 2 督促状を発したときは、1通につき<u>100円</u>の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しない。</p>	<p>(督促及び督促手数料) 第2条 (略) 2 督促状を発したときは、1通につき<u>70円</u>の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しない。</p>

(西脇市介護保険条例の一部改正)

第3条 西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の督促手数料) 第6条 市長は、保険料の督促状を発したときは、督促状1通について<u>100円</u>の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合には、これを徴収しない。</p>	<p>(保険料の督促手数料) 第6条 市長は、保険料の督促状を発したときは、督促状1通について<u>70円</u>の督促手数料を徴収する。</p>

(西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正)

第4条 西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例（平成17年西脇市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(督促) 第11条 (略) 2 前項の督促状を發したときは、督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合には、これを徴収しない。			(督促) 第11条 (略) 2 前項の督促状を發したときは、督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合には、これを徴収しない。		
(西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例の一部改正)					
第5条	西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例(平成17年西脇市条例第145号)の一部を次のように改正する。		次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。		
(督促) 第11条 (略) 2 前項の督促状を發したときは、督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合には、これを徴収しない。			(督促) 第11条 (略) 2 前項の督促状を發したときは、督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合には、これを徴収しない。		
(西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)					
第6条	西脇市後期高齢者医療に関する条例(平成20年西脇市条例第3号)の一部を次のように改正する。		次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。		
(保険料の督促手数料) 第5条	保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。ただし、 <u>やむを得ない理由があると認められる場合には、これを徴収しない。</u>		(保険料の督促手数料) 第5条	保険料の督促手数料は、督促状1通について、 <u>70円</u> とする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し發した督促状に係る督促手数料については、その督促状を發した日にかかわらず、なお従前の例による。